

住 宅

1 住宅資金の貸付

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、住宅を増改築、拡張、補修又は公営住宅法による公営住宅を譲り受ける等に必要な資金の貸付けを行っています。

*貸付限度額 2,500,000円

*償還期限 7年以内 利率 1.5%

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会 (☎36-5512)

2 住宅金融公庫の優遇融資制度

住宅金融公庫では、心身に障害のある方とその介護をしている家族が同居している住宅の建築や購入に必要な資金を、通常融資に割り増しして融資しています。

【相談窓口】◆ 住宅金融支援機構取扱金融機関